

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 2 月 19 日

金 曜 日

号 外

## 目 次

### 告 示

○公有水面埋立承認の出願	1
○道路の区域変更	2
○道路の供用開始	3
○指定障害福祉サービス事業者の指定	

### 公 告

○都市計画の決定案の縦覧	4
--------------	---

## 告 示

### 富山県告示第77号

公有水面埋立承認の出願について

国土交通省北陸地方整備局長から氷見市泊地区の公有水面埋立承認の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項において準用する同法第3条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第42条第3項において準用する第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書を平成28年2月19日から起算して3週間、富山県土木部河川課、富山県高岡土木センター氷見土木事務所及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 出願人

- (1) 名称 道路管理者 国土交通省北陸地方整備局
- (2) 代表者の氏名 北陸地方整備局長 藤山 秀章
- (3) 住所 新潟市中央区美咲町一丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

#### 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 埋立区域

氷見市泊1705番地先から氷見市泊1649番地先 135.61平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施行区域

氷見市泊1705番地先から氷見市泊1649番地先 1,002.25平方メートル

## 3 埋立地の用途

一般国道 160号の道路用地

## 4 出願年月日

平成28年 1 月20日

## 富山県告示第78号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 2 月19日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月19日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 阿弥陀堂魚津 停車場線	魚津市吉島 332番から 魚津市吉島 322番1 まで	変更前		最大 9.7 最小 8.1	33.4	新川土木 センター
		変更後		最大 9.7 最小 9.7		
県道 新庄大山線	富山市下番 632番から 富山市下番 357番まで	変更前		最大 13.6 最小 7.8	176.4	富山土木 センター
		変更後		最大 15.2 最小 11.2		

## 富山県告示第79号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月19日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 阿弥陀堂魚津 停車場線	魚津市吉島 332番から 魚津市吉島 322番1まで	平成28年2月19日	新川土木 センター
県道 新庄大山線	富山市下番 632番から 富山市下番 357番まで	平成28年2月19日	富山土木 センター

## 富山県告示第80号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成28年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
居宅介護	平成28年3月1日	1610500165	株式会社寿榮会	氷見市窪52番地1	氷見ケアサービス	氷見市窪52-1

## 公 告

## 都市計画の決定案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の決定案について、県に意見書を提出することができる。

平成28年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 都市計画の種類

次の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域 （都市計画区域の変更を予定する都市計画区域においては、変更後の都市計画区域）	都市計画区域の範囲 （都市計画区域の変更を予定する都市計画区域においては、変更後の都市計画区域）
富山南	富山市の行政区域の一部

## 2 都市計画を決定する土地の区域

富山南都市計画区域の全域（都市計画区域の変更を予定する都市計画区域においては、変更後の都市計画区域）

## 3 都市計画の決定案の縦覧の期間及び場所

## (1) 期間

平成28年2月19日から平成28年3月4日まで

## (2) 場所

都市計画の決定案	場所
富山南都市計画整備、開発及び保全の方針	富山県土木部都市計画課、富山市都市整備部都市政策課、大沢野総合行政センター建設課、大山総合行政センター建設課、八尾総合行政センター建設課及び婦中総合行政センター建設課